

## IV 助成・監督

### Q 140

#### 社会福祉法人に助成がなされた場合の監督①

社会福祉法第 58 条に基づき社会福祉法人に助成を行った場合に報告の徴収や種々の勧告の権限を行使しうるのは誰か。

### A

社会福祉法第 58 条第 2 項では、社会福祉法人に対して助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は当該社会福祉法人に対して①事業又は会計の状況に関し報告を徴すること、②予算について必要な変更をすべき旨を報告すること、③役員を解職すべき旨を勧告する権限を有するとされている。

これは社会福祉法人に対する助成の目的が有効に達せられることを確保するために、国が助成を行った場合には厚生労働大臣、地方公共団体が助成を行った場合にはその長に与えられている権限である。

したがって、都道府県が社会福祉法人に対する助成を行った場合は当該都道府県知事が、市町村が助成を行った場合は当該市町村長がこの権限を行使しうることになる。

#### 社会福祉法

##### (助成及び監督)

第 58 条 国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)及び地方自治法第二百三十七条第二項の規定の適用を妨げない。

2 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有する。

- 一 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。
- 二 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不適当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。
- 三 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

3 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかつたときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 第五十六条第五項から第七項までの規定は、第二項第三号の規定により解職を勧告し、又は前項の規定により補助金若しくは貸付金の全部若しくは一部の返還を命令する場合に準用する

## Q 141

### 社会福祉法人に助成がなされた場合の監督②

施設所在地の都道府県が当該施設に関し、助成を行っている場合、他県にある法人に対してはどの程度の監督が可能か。

## A

社会福祉法人に対する監督としては、社会福祉法第 56 条に基づく一般的監督と同法第 58 条に基づく助成を行った場合の特別の監督がある。

一般的監督権限として規定されている①社会福祉法人の業務又は会計の状況に関し報告を徴収する権限又は職員に社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる権限は厚生労働大臣又は都道府県知事、指定都市・中核市の長に与えられており、②社会福祉法人に対し必要な措置を採るべき旨を命ずる権限、社会福祉法人に対し業務の停止を命じ又は役員を解職を勧告することができる権限又は社会福祉法人に対し解散を命ずることができる権限は所轄庁に与えられている。

②の権限について、その権限を行使しうる所轄庁は設問の場合、厚生労働大臣であるので、施設所在地の都道府県知事は社会福祉法第 56 条に基づく監督権限を行使することはできない。

これに対し、同法第 58 条に基づく監督権限は、助成を行った地方公共団体の長に与えられるものであるから、法人本部が他県にあっても、当該法人に対し①事業又は会計の状況に関し報告を徴し、②予算について必要な変更をすべき旨を勧告し、③役員を解職すべき旨を勧告する権限を行使することができる。

#### 社会福祉法

##### (一般的監督)

第 56 条 厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。

2 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

3 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員を解職を勧告することができる。

4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

5 所轄庁は、第三項の規定により役員を解職を勧告しようとする場合には、当該社会福祉法人に、所轄庁の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該社会福祉法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びその勧告をなすべき理由を通知しなければならない。

6 前項の通知を受けた社会福祉法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 第五項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。

## Q 142

### 寄附金の所得控除及び税額控除

社会福祉法人への寄付に関する控除として所得控除と税額控除があるが、この違いは何か

## A

所得控除では、所得から所得控除を差し引いた後に税率をかけた税額を算出するもので、これに対して税額控除では、税率に関係なく税額から直接差し引くものである。このため小口寄附にも減税効果が大きく、所得控除に比較してほとんどの場合税額控除の方が減税効果が大きくなる。

### 所得控除

(所得金額－※所得控除額) × 税率 = 控除後税額

※所得控除額の計算方法

〔社会福祉法人等に対してその  
年中に払った寄附金の合計額〕 － 2千円 = 控除額

### 税額控除

(税額－※税額控除額) = 控除税額

※税額控除額の計算方法

〔税額控除対象 寄附金 ー 2千円〕 × 40% = 控除額

## Q 143

### 寄附金控除を受ける手続

個人が社会福祉法人に寄附をした場合の寄附金控除を受けるための手続はどのように行えばよいのか。

## A

寄附金控除の手続であるが、事業所得であれば、毎年その年分の翌年の1月ごろ、税務署から所得税の確定申告用紙を送付してくるから、これに所得金額と寄附金控除額を記入し税額を計算して確定申告期限内（その年分の翌年の2月16日から3月15日まで）に納税する。また、サラリーマン等で所得税の源泉徴収をされている人は、税務署で申告書用紙をもらってこれに必要事項を記入してやはり確定申告期限内に申告すれば、既に徴収された所得税の一部が還付される。なお、サラリーマン等であっても、前年に不動産所得や株式の配当等が相当あり、追加納税あるいは還付金のある見込みの人は、事業所得者と同様に税務署から申告用紙を送付してくれることになっている。

寄附金控除を受けようとする人は、申告にあたっては原則として社会福祉法人の発行する領収書等の証拠書類をあわせて呈示する必要がある。申告書の提出は、税務署宛の郵送でもよいが、税務署へ行って納税相談のうえ申告すれば手続を教示してくれる。また、サラリーマン等は、申告にあたっては元になる所得金額と税額を証明するため勤務先から交付される源泉徴収票もあわせて提示する必要がある。

なお、社会福祉法人においても、必要な領収書等の発行および寄附金の収支を明らかにする帳簿を備え付けておかなければならないことは当然である。